

CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office
Kawaramachi Sanjo Agaru
Nakagyo-ku, KYOTO,
604-8006 JAPAN
TEL: +81-75-211-3025
FAX: +81-75-211-3041

カトリック京都司教区
〒604-8006
京都市中京区河原町三条上ル
TEL:(075)211-3025
FAX:(075)211-3041
e-mail:curia@kyoto.catholic.jp

Kyo.Prot.N.82/2020

2020年9月25日

京都司教区の皆様

カトリック京都司教区
司教 パウロ大塚喜直

新型コロナウイルス感染症について ミサ等教会活動の再開に向けての措置（その7）

京都司教区では、2020年7月7日付けの「ミサ等の休止の措置（その6）」で、ミサ等の集会の再開と再休止の判断基準を提示しました。

今回は、7月～9月までの状況を総合的に判断し、専門家の意見を聞いたうえで、これまで提示した「感染予防対策」を確実に実施することを条件に、10月1日（木）から、ミサ等の教会活動の再開をブロックの状況に応じて許可することにします。

感染予防対策

- ① 「ミサ等、集会を行うときの守るべき要件」（kyo.Prot.N.56/2020）を確実に満たし、特に聖体拝領前の司祭・奉仕者・拝領者の手指の消毒を工夫・徹底するようにしてください。
- ② 参加者名簿を作成するようにしてください。
夫々の条件を充たさない場合は、ミサを行うことは出来ません。
- ③ 多くの教会が人数制限を設けています。所属教会以外のミサに参加することがないように周知をお願いいたします。
- ④ しばらくの間、ミサや集会などで、聖歌を「全員で一緒に歌う」ことを控えてください。オルガン独奏や、距離をあけての独唱、聖歌隊などの少数者による歌唱（広い空間がある場合のみ）は可能です。
- ⑤ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方に、感染した場合の重篤化の高リスクがありますので、健康に不安のある方、体調の優れない方、外出に不安のある方は、現在のまま自宅でお祈りください。
- ⑥ 主日のミサにあずかる義務を、京都教区の信徒の皆さんには引き続き当分の間、免除いたします。

7月から全国的な感染拡大、いわゆる第2波も完全には収まっていませんが、京都教区以外の教区では、教区毎の感染予防対策を実施して、幸いカトリック教会から集団感染（クラスター）が発生した事例の報告はありません。感染には波があり、これから秋冬に向かって、再び感染が拡大する可能性もありますが、京都教区は、感染予防対策を確実に実施することを条件にミサ等、教会活動を再開することにしました。

今後とも、いのちを守ることを最優先していきますが、国、および京都教区のブロックがある各自治体による緊急事態宣言や、移動の自粛要請が出された場合は、再びミサ等を休止することになります。

以上。